

ご案内

令和 7 年度税制改正関連法は、3 月 31 日（月）の参議院本会議で可決後、再度衆院本会議にて成立し、同日の官報特別号外第 8 号にて「所得税法等の一部を改正する法律」が公布されました。施行日は原則令和 7 年 4 月 1 日（法附則第 1 条）。所得税の基礎控除の改正は、当初の税制改正大綱より下記の自民党修正案が示された所得税の基礎控除の上乗せ（特例）に変更され行われます。併いまして、「2025 年度改正税法手引き」4P の所得税基礎控除の部分が変更になりますのでご留意頂けますようお願い致します。

基礎控除の上乗せ特例

1.2兆円の所得減税
(政府案含む)

1. 低所得者層の税負担への配慮（恒久的措置）

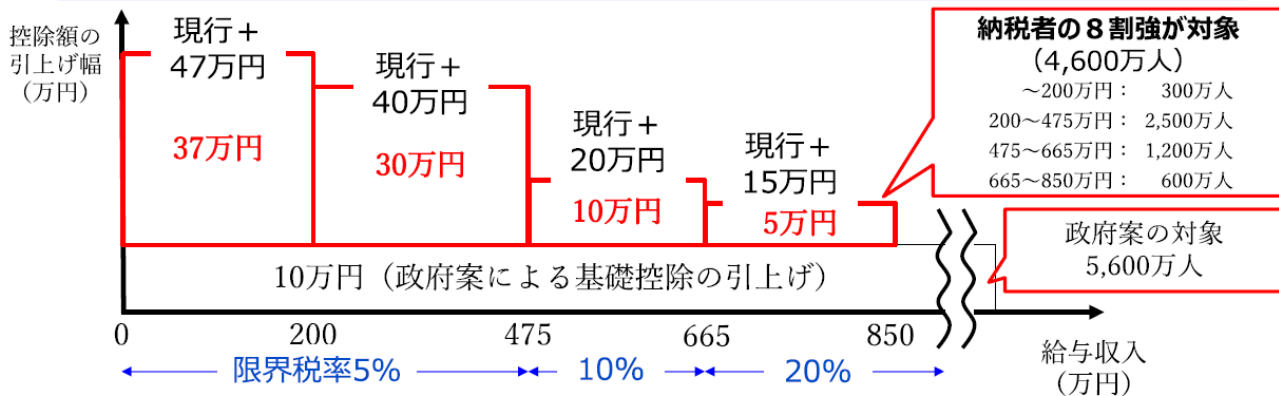
生活保護基準や最低賃金の水準等を勘案し、**課税最低限を160万円に引上げ**

- ・ 給与収入200万円相当以下 47万円（政府案 + 37万円上乗せ）

2. 中所得者層を含めた税負担軽減（令和 7 年・8 年）

物価上昇に賃金上昇が追いついていない状況を踏まえ、**高所得者優遇とならないよう工夫**（減税額を平準化）しつつ、**納税者の 8 割強を対象**に税負担軽減

- ・ 給与収入200万円相当超～475万円以下 40万円（政府案 + 30万円上乗せ）
- ・ 給与収入475万円相当超～665万円以下 20万円（政府案 + 10万円上乗せ）
- ・ 給与収入665万円相当超～850万円以下 15万円（政府案 + 5万円上乗せ）



※限界税率は単身の給与所得者の場合

※政府案の対象人数には、給与所得控除の最低保障額引上げのみの対象者含む

※「基礎控除の特例の創設について：令和 7 年 2 月 28 日自由民主党・公明党」資料より抜粋

年収	現行	引き上げ額	合計
200万円以下		47万円	95万円
475万円以下	48万円	40万円	88万円
665万円以下		20万円	68万円
850万円以下		15万円	63万円
850万円超 (～2,545万円まで)		10万円	58万円

※NHK ホームページより抜粋